

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和元年11月29日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P17	第4章第1節 (4) ○ 3つ目	○ なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています。	○ なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、 <b>原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず</b> 、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています <b>(試験免除)</b> 。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います <b>(詳細は本要領別冊-介護分野の基準について-を参照願います。)</b> 。
2	別紙6	末尾欄外		<b>(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。</b>
3	参考様式	(注意)	6 IV欄1から9までの「委託の有無」欄は、特定技能所属	6 IV欄1から9までの「委託の有無」欄は、特定技

	第1-17号		機関が支援を第三者に委託(登録支援機関に委託する場合を除く。)する場合にのみ記載すること。	能所属機関が支援の一部を第三者に委託(登録支援機関に委託する場合を除く。)する場合にのみ「有」と記載し、特定技能所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合には「無」と記載すること。
4	参考様式第1-17号	(注意)	7 IV欄1から9までの「支援担当者又は委託を受けた支援実施者」欄は、支援担当者が支援を実施する場合は氏名及び括弧内に役職を記載し、特定技能所属機関から委託を受けた第三者が支援を実施する場合は氏名及び所在地を記載すること。	7 IV欄1から9までの「支援担当者又は委託を受けた支援実施者」欄は、特定技能所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合に選任することとされている支援担当者を各支援項目ごとに氏名及び括弧内に役職を記載し、特定技能所属機関から委託の一部を受けた第三者が支援を実施する場合は支援の委託を受けた者の氏名及び所在地を記載すること。